日本労働年鑑 第51集 1981年版

The Labour Year Book of Japan 198⁻

第二部 労働運動

V 合理化反対闘争

3 労働時間短縮闘争

春闘共闘の時短闘争年次方針

春闘共闘・時短共闘会議は、七九年一〇月一七日・一八日に熱海において第二回拡大総会を開いて、時短闘争年次方針と労働基準法改正要綱を討議決定するとともに、時短共闘会議の指導体制について確認した。方針は、八〇年代から二一世紀にかけて追求される課題は労働者生活の質の改善、生涯生活のあり方であり、豊かなゆとりのある人間らしい生活をめざす自由時間、余暇時間の拡大をはかること、高齢化社会に対応する労働時間短縮の必要性を強調し、労働者の生命と健康を守り、雇用の確保をはかるために、週四〇時間労働、週休二日制の定着をはかること、欧米先進工業国なみの労働時間水準に到達すること、中小企業労働者の水準を引き上げて格差是正をはかること、これらの目標を達成するために、産業別統一基準を軸とした職場での時短闘争を重点に組織するとともに、地域共闘を強化することを提起した。

労働基準審議会労働者側委員の法制改善要求

一九七七年に労働基準審議会の労働者側委員は、時短統一要求として基準法改正要綱を審議会に提起した。この要綱は継続審議とされ、別に労、公、使三者委員の建議がおこなわれ、これにもとづいて、行政指導強化の労働省事務次官および基準局長通達が出された。通達の内容は、(1)過長な時間外労働の規制、(2)年次有給休暇の完全取得、(3)週休二日制の促進を重点として中央・地方の労使会議を設置してこれらの促進をはかるというものであった。また三六協定の締結手続きの改定も七九年一月一日より実施された。

時短共闘会議は、これらの行政指導に対応する労働組合側の対策を講ずるとともに、労働基準審議会において法改正要綱が棚上げされていることと、その後の情勢の変化が著しいこと、このため法制度要求を重視する観点であらためてとりくみを強化することとし、法制度要求の充実のため内部に交替制労働部会も設置し、労働基準審議委員・学者・専門家を委員に加えて検討を開始した。

そして七九年六月五日に春闘共闘案をつくりあげた。この春闘共闘案を春闘共闘各加盟組合に送付して討議を要請するとともに、同盟との合意をはかるべく、八月八日を皮切りに九月八日、一〇月一六日の三回にわたって総評・同盟・中連の基準審議委員、担当責任者による討議をおこない、一〇月一六日には新産別の代表も加わって労働四団体の合意が成立した。これにもとづき一二月一〇日を期限に四団体それぞれの修正意見を出し合い、調整をはかったうえ、最終合意が成立し、四団体の労基法改正要綱が完成した。

総評、同盟、中連の労働基準審議委員は、二月七日中央労働基準審議会総会に、労働者側委員の統一意見として「労働時間・休日・休暇に関する労働基準法改正要綱」を建議した。労働側委員を

代表して酒井委員(総評)が逐条説明をおこない、使用者側委員から時期尚早の意見表明があり、総会は労働時間部会に付託することを前提に、会長、部会長、労、使委員代表に取扱いを一任した。その後、労働時間部会は、春闘中開催されなかったので衆・参議院選挙後に実質審議が送られた。

労働側委員が右要綱提出に踏み切ったのは、労基法制定当時には画期的とされた労働者の諸権利も、産業技術や生産様式の変化にともなう交替制労働などの導入によって形骸化されている部分も少なくないという認識にもとづいている。また、わが国において労働時間が相当程度に短縮され、休日、休暇が増えており、現行労働時間の最低基準は法改正によって底上げしてもいい潮時が、すでにきているのではないか、という判断も提出の大きな理由であった。

具体的にはつぎの点が要求のポイントである。

(1)労働時間は一日八時間、一週四〇時間を超えないものにする。(2)深夜労働は午後一〇時から午前六時とし、特定の者以外は禁止する。(3)休日は毎週少なくとも二暦日を連続して与える。(4)時間外労働は一日二時間、一週一〇時間、一年一五〇時間を超えないものとする。(5)時間外割増率は五割以上、深夜、休日労働は一〇割以上。(6)六ヵ月以上勤務者には年次有給休暇を二〇労働日以上与える。(7)変形労働時間制は労使協定によっておこなう。

交替制労働の改善

春闘共闘・時短共闘会議は、労働時間制のなかでもっとも早期に改善する必要のある交替制労働の改善について、交替制労働部会を設置して検討をおこなってきた。労働基準局長との交渉のなかで労働省内部に夜勤、交替制労働のプロジェクトチームを設置させ、こうして政府も遅ればせながら検討を開始した。時短共闘交替制労働部会は、七九年七月三一日、各大産業別担当者を決め、資料の集収と実態の把握、統一要求とりまとめの作業をおこない、交替制労働を組織内にもつ各単産に資料提出を求めた。こうして交替制労働の実態調査をおこなうとともに、労働省「夜勤・交替制プロジェクトチーム」との交渉など、対労働省交渉もおこなわれた。

金融機関と公務員の週休二日制の闘い

金融機関の週休二日制については、七九年二月末の予算修正折衝のなかで「関係委員会で協議する」との大筋合意が国会で成立した。これをうけて野党側は、三月四日の衆議院大蔵委員会に「金融機関の週休二日制実施のための銀行法等の一部を改正する法律案要綱」を提示し、超党派で成立させたいと提案した。しかし、自民党が即答をしぶったため、各党の国対・政審副会長クラスと大蔵委員会理事ニ~三名による「実務者会議」が設置され、大筋合意の内容を詰めることになった。また、自民党は倉成正氏を委員長とする「金融機関の週休二日制問題小委員会」を設置し、検討をはじめた。

その後、数回の実務者会議がもたれたが前進しないため、三月四日に提示した法案を野党四党の共同法案として提案することについての話合いがすすめられた。公明・共産両党は賛成したが、民社党が保留したため、七九年四月一五日に社会党単独で提案された。この間に開かれた実務者会議も、自民党の小委員会待ちであったため、その結論を待ってツメの実務者会議が五月一四日にもたれた。

このなかで、最終的にはつぎの三点が全党一致で確認された。(1)「金融機関の週休二日制実施のための銀行法の一部改正に関する法律」は継続審議とする。(2)金融機関の週休二日制のための

法改正は可及的すみやかに成立するよう各党は誠心誠意努力する。(3)右法案成立後、完全週休二日制に移行するまでに相当の準備期間を要することを各党確認し、慎重に検討する。

このうち「可及的すみやかに」ということについては、「次の国会に銀行法法全体の改正案が提案された場合でも、社・党提案の単独立法案が先であり、銀行法全体とは切り離し先議成立させる主旨である」と野党側が主張、自民党も異論を唱えていない。このように法改正問題は自民党全体での正式な討議を経た小委員会で確認されたうえ、さらに政策審議会レベルをふくめた五党の合意事項になった。一方、公務員の週休二日制については、退職金と定年制法案をセットにし、政府は国会にも提案せずじまいとなった。

八〇春闘における各単産県春闘共闘の時短闘争

七九年秋闘から八〇春闘における時短闘争は、電機労連が完全週休二日制要求(祝日のある週の土曜日も休日とする)を産業別統一要求として歯止めを設定してたたかった結果、八〇組合が休日一日~二日増をかちとるという成果をあげた。

[電機労連]

八〇春闘で時短要求提出組合は一〇一組合、成果をあげた組合は八〇組合、内容は年間休日二日増が四一組合、一日当たりの時短三〇組合、その他九組合(半日とか四時間とかのもの)。この結果、関東の主要組合は年間所定労働二〇〇〇時間を若干下回ることになった。

[全林野]

時短、週休二日制は団交の議題にのったが、専門委員会に付託されて交渉継続中。国有林の赤字問題もあり、公務員待ちとなっている。逆に夏期休暇五日のもぎとり攻撃が強まった。

〔紙パ労連〕

成果は点検中。現状としては紙パ全体として年間所定労働一九〇〇時間を達成した。今後は一八〇〇時間をめざす方針をうちだす方向。八〇春闘では合理化攻撃によって四一三制を三一三制に 逆編成された職場について、四一三制への復元を中心に闘争。

[合化労連]

八〇春闘で時短要求提出組合は約四〇組合、成果をあげたのは七組合で一日~二日の休日増となっている。合化労連全体として年間所定労働一九六八時間以内が増えており、八〇春闘では一九六八時間以上の組合が時短にむけてとりくんだ。そして最終目標一六八六時間および当面の到達諸要求時間を設け、八一春闘で産業別統一闘争としてとりくむ。

〔ホテル労連〕

二〇〇〇時間を目標に産業別統一要求として春闘および秋年末闘争時にとりくんでいる。成果も上げているが点検中。最近時短・深夜手当にたいする経営側のまき返しも出ている。

〔全日通〕

現行は一日七時間二五分、隔週週休二日、年間労働日二三七日、年間所定労働二二四〇時間四五分である。これを二〇〇〇時間以下にするためのたたかいをどうとりくむか論議。とくに中産別として時間外労働規制の指導について論議中。

〔全農協労連〕

現状は、八〇春闘前で組織の五分の一がなんらかの週休二日制実施中。八〇春闘では一日当たりの時間短縮獲得がいくつかあったが、週休二日制は前進なし。八〇年秋の権利闘争の重点課題

として時短・週休二日制要求をとりあげる。

[都市交]

現状は、四週五休試行中の組合が新規に始めた二単組をふくめて二五単組となった。未実施は 一五単組である。

〔全国セメント〕

現状は、製造部門が年間所定労働一八九〇時間、製品部門は一九〇〇~二〇〇〇時間台となっている。八〇春闘では製造部門で夏期休暇を実現。

[国労]

八〇春闘では一昼夜交替勤務の週二時間短縮を要求。この対象となる一三万人を二時間短縮するためには五〇〇〇人の増員が必要であり、当局の三五万人体制「合理化」と真っ向からぶつかり前進をみていない。

[民放労連]

八〇春闘で完全週休二日制実施を要求し、三組合が回答を引き出した。うち一組合は実施に入った。勤務改善要求は春から六月にかけて協定化が進み、健康問題と時間外労働規制を重点にとりくんで三六協定の改善が前進。なお、現在、勤務に関しての統一要求づくりにとりくんでいる。民放の場合、月間時間外労働一〇〇時間以上がごく一部にあるが、ここにたいしては監督署がきびしく指導している状況にある。

[生保労連]

就業規則のうえでは事務職は週三三時間労働となっているが、実態は残業が多いので残業規制に力を入れている。残業対策として各社の窓口時間統一(国内二一社)、九時半~三時半をすすめ、五社が統一した(一〇社はすでに実施)。

[全逓]

年間通して時短闘争にとりくんだが前進せず。公務員と銀行と直接関係するので、(1)郵政省にたいして郵便部門の週休二日制実施の決断を早めさせること、(2)銀行と同時に貯金部門を閉店させることで、交渉を継続、年内解決がめざされている。

[各県共闘]

各県春闘共闘会議は八〇国民春闘のなかで時短要求(週三五~四五時間、週休二日制、残業規制、年休消化、年間労働二〇〇〇時間以内など)の対県、基準局、経営者団体との交渉をおこなった。多くの県共闘が大衆行動を背景にした交渉を数回にわたって組織し、秋田、千葉、愛知、大阪、和歌山、福井などで具体的な回答を引き出した。

週休二日制を考える会の活動

「週休二日制を考える会」は、七九年六月一五日に提言「週休二日制を早期に実現するために」をまとめ、その理論的根拠を明確にすると同時に、官房長官、労働・通産大臣にこれを手交し、マスコミに発表した、さらに同会は週休二日制に関するアンケートを学者、評論家、文学・美術・音楽などの芸術家、スポーツ・趣味などの各分野、市民団体、労使団体などに二〇〇〇通送付し、九〇%の賛成の意思表示があった。東京、大阪、名古屋、福岡、札幌で大河内一男氏をはじめ、会員によるシンポジウムを開催し、各地域で広範な参加があり、大きな影響を与えた。また、政府(岩崎労働基準局長)、人事院(金井職員局長)、中小企業団体中央会(錦織専務理事)日経連(松崎専務理事)、総

評(槇枝議長)、同盟(高浜書記次長)より見解を聴取した。

こうした活動の一方、考える会は週休二日制を具体的にすすめるために、第二次提言について審議をおこない、週休二日制の阻害要因となる諸点(コスト論、サービス低下、第三次産業、中小企業問題、営業時間など)および実現の方法についての見解をまとめる作業に入った。また、金融機関と公務員の週休二日制法案が第九一国会で重要段階にいたるや、政府、国会にたいする要望書をまとめ、四月一五日に官房長官、大蔵大臣、自民党小委員会に手交した。

【参考資料】(1)総評第五九回、第六一回定期大会運動方針および各局報告書、同盟第一六回年次全国大会運動方針、(2)総評教宣局『労働ニュース』、同盟機関誌『同盟』、民社党『革新』、(3)造船重機労連第一〇回大会資料および機関誌『造船重機』、全造船機械第四四回定期大会資料、神奈川造船反合闘争支援共闘会議資料、(4)全金『金属労働資料』、『全国金属』、(5)繊維労連ニチモウキグナス労組第一五、一六回定期大会、第五七回臨時大会資料および闘争関連資料、(6)食品労連森永製菓労組「製菓・合理化問題中間総括」、(7)私鉄総連『調査月報』No一三三、(8)国労第一二七回中央委員会資料、(9)『全林野新聞』、『月刊労働問題』

日本労働年鑑 第51集 1981年版 発行 1980年11月25日 編著 法政大学大原社会問題研究所 労働旬報社 ****年**月**日公開開始

■←前のページ 日本労働年鑑 1981年版(第51集)【目次】次のページ→■ 日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(http://oisr.org)